

各局長・独立機関事務局長 様

財 政 局 長
(財政部財政課)

平成 24 年度当初予算編成方針について (通達)

平成 24 年度当初予算編成方針を次のとおり通知する。

記

1 国の予算編成の動向等

国は、平成 24 年度予算の「概算要求組替え基準」を 9 月 20 日に閣議決定し、当面の財政運営に関する基本的な考え方として、最優先課題である東日本大震災と世界的な金融経済危機に直面している我が国経済社会の再生に全力を尽くすことが肝要であるとし、その基本方針として、「平成 23 年度第 3 次補正予算等との一体的・連続的な編成」と「我が国経済社会の再生に向けた取組」を掲げ、政府、与党一体となって予算編成に取り組むこととしている。

この組替え基準では、予算を重点配分する取組として「日本再生重点化措置」を実施する一方、引き続き、ムダづかい根絶や総予算の組替えに取り組むこととし、具体的な要求基準では、年金・医療等に係る経費は、自然増（1 兆 1,600 億円）の範囲内で、合理化・効率化に最大限取り組むこととしているほか、地方交付税や義務的経費、人件費等を除いた経費については、対前年予算の 10%削減を行うこととしている。

また、前提となる「中期財政フレーム」では、震災の復旧・復興対策費や国債費を除き、平成 23 年度の当初予算の水準である「歳出の大枠」（約 71 兆円）を堅持し、国債発行額についても同水準（約 44 兆円）を上回らないよう全力をあげるとしている。

地方財政については、「財政運営戦略」の財政運営の基本ルールを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、平成 23 年度の水準を下回らないよう確保するとしている。

しかしながら、現段階では国の予算編成の内容は不透明な要素が多く、地方税や地方交付税、ひも付き補助金の一括交付金化、子どもに対する手当などについて、国の動向を注視し対応を図っていく必要がある。

2 本市の財政状況

平成 22 年度一般会計決算では、実質収支が約 41 億円の黒字となったが、市税収入をはじめとする自主財源の減少や義務的経費の増加により、経常収支比率が 90%前後で推移するなど、財政の硬直性は依然として高い状態にある。さらに、一般会計の市債残高が、臨時財政対策債の増加等により、平成 23 年度末には 4,000 億円を超える見込みとなっており、引き続き厳しい財政状況に置かれている。

平成 23 年度の当初予算編成では、経常的経費の抑制や補助金等の見直しを実施し、予算の「選択と集中」を徹底したところであるが、46 億円の財源不足が生じ、財政調整基金をはじめとする各種基金の大幅な取り崩しにより対処したところである。

景気の先行きは、東日本大震災の影響や歴史的な円高などにより、不透明な状況で、今後も市税の大幅な増収は見込めない状況にあり、増加する財政需要に的確に対応できるよう、その財源確保を図る必要がある。

こうした中、平成 24 年度予算編成に当たっては、歳入においては、市税、地方交付税などの一般財源総額の増加は見込みにくい状況にあり、国庫支出金については一般財源化や予算削減など国の動向を慎重に見極める必要がある。また、歳出においては、定員管理計画の推進などによる人件費の削減が見込めるものの、生活保護費をはじめとする扶助費や公債費に必要となる一般財源の増加が見込まれ、財政運営は引き続き厳しい状況にある。

このため、平成 24 年度に取り組むことが必要な事業を推進していくには、今まで以上に創意工夫し、歳入の確保を一層推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる無駄な支出の削減など、更なる行財政改革を推進し、予算の重点化を図る必要がある。

3 平成 24 年度予算編成方針

(1) 基本方針

平成 24 年度予算は、本市の着実な発展を目指し、財政の健全性の確保に十分留意しつつ、以下の基本方針のもと予算編成を行う。

① 第 2 次総合計画に沿った予算の重点配分

第 2 次総合計画における政策体系に基づき、真に本市の発展に繋がる施策・事業を中心に効率的な予算配分を行う。

特に、市長マニフェストを実現するため、市の行政計画として策定された「まちみがき戦略推進プラン」に位置付けられた、次の 2 つの柱に資する施策・事業に必要な予算を確保する。

ア 求心力が強く、世界中から人が集まるまち

イ 災害に強く、安心・安全に人が暮らせるまち

② 行財政改革推進大綱実施計画の確実な実施

歳入の確保と歳出の徹底した見直しを行い、行財政運営の効率化を図るため、行財政改革推進大綱実施計画に基づく取組みを的確に予算に反映させる。なお、まちみがきを推進するエンジンとして、今まで以上の創意工夫やコスト縮減に留意し、改訂作業中の実施計画の見直しの取組みについても平成 24 年度予算に反映させる。

(2) 具体的な取組み

以下に掲げる事項に基づき、予算要求を行うものとする。また、財源見込の状況及び予算要求の状況を踏まえ、予算編成を行うものとする。

<全般的事項>

- ① 当初予算は通年予算として編成することから、年間所要額を的確に見積もること。
- ② 市民目線に立ち、既存のすべての事務事業についてゼロから見直しを行ったうえで、必要性、有効性を厳しく検証し、真に必要なもののみ要求すること。
また、新規事業の創設、既存事業の拡充については、既存事務事業の廃止・縮小・再構築を行ったうえで（スクラップアンドビルド方式により）要求すること。
- ③ 経営管理局（経営企画課、行政管理課）が実施する「静岡市版事業仕分け」、「静岡市総合計画重点事業にかかる進行管理システム」（旧事務事業評価システム）の対象となっている事業については、評価結果を反映した内容で要求すること。（必ず評価シートを添付すること。）
- ④ 国県補助金等を財源として実施している事業の補助制度が廃止される場合、及び認証が得られる見込みがない場合においては、減額される国県補助金等に対する一般財源の補てんを行わないので、予算要求をしないこと。
- ⑤ 国県補助金等を財源に実施している事業の制度が改正された場合においては、改正内容に対応した要求とすること。
- ⑥ ひも付き補助金の一括交付金化の対象事業は、今後、国において決定される制度、内容により、要求の修正、調整を行う。

<歳入に関する事項>

歳入については、過去の実績や今後の見通し等を分析し、的確な額を見込むこと。

① 市税・保険料等

市税や国民健康保険料等各種債権については、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上、債権回収に最大限の努力を払い、的確な額を見込むこと。

② 使用料・手数料

使用料及び手数料は、受益と負担の明確化の観点から、必要な見直しを行うこと。

料金改定等により増収が図れる場合は、その収入相当額の事業要求を認める。

③ 未利用財産の処分

未利用財産については、その収入相当額の事業要求を認めるので、保有資産の再点検を行い、積極的に処分を検討し、財源の確保を図ること。

④ 新たな財源確保

広告料収入やネーミングライツの導入などの新たな財源については、その収入相当額の事業要求を認めるので、積極的に検討すること。

ただし、②～④の事業要求を認める収入については、「保留地処分金などすでに事業の財源として見込んでいるもの」、「平成 23 年 8 月 24 日付け 23 静管行行第 1388 号「まちみがき戦略推進プラン」に基づく施策推進のための財源確保に向けた行財政改革への取組について(通知)(以下、「行革への取組」通知という。))に基づく経費節減相当額として見込んでいるもの」を除く。

<歳出に関する事項>

① 経常的経費

ア 枠配分経費

局ごとに、別途財政課から示す一般財源額(平成 23 年度当初予算一般財源から「行革への取組」通知に基づく枠配分経費削減額を減した額)を上限とし、平成 22 年度の決算状況を踏まえた確かな予算案を作成すること。使用料の料金改定等による経常的収入の増加による事業費増の要求は認める。

イ 人件費

定員管理計画に基づき業務の効率化・人員配置の適正化を図るとともに、人件費の抑制・縮減に努め、必要額を要求すること。

ウ 扶助費

国庫補助負担事業については、制度改革等の動向に十分留意し、的確に予算に反映するように努めること。市単独事業については、制度の改廃も含めてその在り方を十分検討し、抑制に努めること。

② 政策的経費

ア まちみがき戦略推進プランの新規施策・事業(ソフト事業)

経営管理局(経営企画課)より示された方針に沿って、効果や必要性等を十分精査し、必要額を要求すること。(ただし、「下記キ その他の政策的経費」の要求基準を満たしていることが前提である。)

イ 投資的経費

(ア) 第2次総合計画に基づく事業

a 補助・直轄事業については、経営管理局（経営企画課）が内示した金額を上限として、後年度負担や適切な規模・単価等を精査し要求すること。

なお、平成24年度の補助要望を行う場合は、必ず財政課と事前協議のうえ、合議をすること。

b 例年計上する市単独事業については、局ごとに、事業の優先度を十分吟味したうえで、経営管理局（経営企画課）が内示した金額から「行革への取組」通知に基づく削減額を減した額を上限として要求すること。

c その他の市単独事業（施設整備事業（箱物）等）については、経営管理局（経営企画課）が内示した金額・内容の範囲内で規模・仕様・単価を十分精査し要求すること。

また、あわせて、施設完成後の運営体制、運営経費等については既存の事業の見直し等により財源を生み出すこととし、説明資料を提出すること。

(イ) その他の事業（総事業費50,000千円未満の事業）

a 例年計上する事業は、平成23年度当初予算額から「行革への取組」通知に基づく削減額を減した額を上限として要求すること。

b 臨時的な事業は、事前に財政課と協議し要求すること。

(ウ) (ア) 及び (イ) の事業については、各局において事業ごとに優先順位を付して要求すること。

(エ) 公共事業コスト構造改善対策事業に関する第3期行動計画を予算に反映させること。

(オ) 用地取得費（補助事業（地方特定道路整備事業を含む。）で行う用地費を除く。）は、土地取得等検討委員会で承認されたもの以外は要求できないので注意すること。

ウ 繰出金

特別会計及び企業会計への繰出金は、十分精査し、必要額を要求すること。

ただし、各会計への繰出金のうち一般行政経費に充当する額については、「行革への取組」通知に基づく削減額を減した額とすること。

エ 出資金、貸付金及び積立金

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

オ 臨時的経費

施設の長寿命化、環境対応、システム改修等で将来の負担軽減効果のある臨時的な事業などは、事前に財政課と協議し要求すること。

カ 新たな行革の取組に対するインセンティブ

「行革への取組」通知で経営管理局（行政管理課）が提示した各局目標額以上の削減については、その超過額の1.2倍の範囲内で事業要求を認めるので、事前に財政課と協議

し要求すること。

キ その他の政策的経費

上記以外のその他の経費（新規事業の創設、既存事業の拡充を含む。）は、時代の変化を踏まえ、必要性や市の役割、費用対効果などを十分検証し、局内の既存事務事業（枠配分経費を含む。）の再編・整理、廃止、縮小、統合等の見直しをしたうえで、平成 23 年度当初予算（臨時的なものを除く。）から「行革への取組」通知に基づく削減額を減した額を上限として、要求すること。

この上限については、「①、アの局ごとに別途財政課から示す枠配分経費の一般財源額」、「②、イ、（イ） a の例年計上する総事業費 50,000 千円未満の投資的経費」から融通して要求することも可能であること。

(3) 特別会計・企業会計

- ① 特別会計及び企業会計についても、上記（2）に準じて具体的な取組みを進めること。
- ② 特別会計及び企業会計は独立採算を原則としているので、中期的な経営見通しに立って、収益の確保、経費の削減など、一層の経営の合理化に努め、一般会計からの繰入金の減額を図り要求すること。

(4) その他の留意事項等

- ① 出資団体及び補助金等を交付している各種団体等の経営・経理状況を十分把握するとともに、この予算編成方針及び趣旨を周知徹底すること。
- ② 附属機関等（審議会、協議会等の外部の合議制機関）を新たに設置しようとする場合は、経営管理局（行政管理課）との調整が整ったものについて、必要額を要求すること。
- ③ 監査委員、外部監査人が行う監査による指摘事項等は、改善に向け取り組み、その内容を予算に的確に反映させること。